

埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業補助金 Q&A集

(令和6年1月16日作成)

※ 第1回補助事業でご質問が多かったQ&Aは赤枠で囲っていますのでご確認くださいませようお願いいたします。

1 事業の趣旨、目的について

Q1-1 本事業の目的、趣旨は。

A1-1 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、依然として高騰するLPガスを料金についても支援を行い、LPガスを使用する県内の一般消費者等の負担軽減を目的とするものです。

Q1-2 本補助事業には必ず参画しなければならないのか。

A1-2 県内のすべてのLPガスを使用する方の負担軽減のため、県民にLPガスを販売するすべての事業者の皆様に参画していただきますようお願いいたします。

Q1-3 前回の補助は2,500円だった。今回、何故200円減額されたのか。

A1-3 補助額は価格が高騰する前のLPガスの価格と直近のLPガスの価格との差額から算定します。今回の補助に当たり、直近のLPガス価格を調査したところ、やや低落していたことから2,300円となりました。

2 交付申請手続について

Q2-1 販売所が複数ある場合の交付申請手続はどのようにすればよいか。

A2-1 すべての販売所の対象顧客をまとめて販売事業者として交付申請手続をしてください。

Q2-2 交付申請後に顧客が増える予定がある場合、仮の顧客番号を設定して名簿に記載してよいか。

A2-2 よい。

Q2-3 交付申請時と実績報告時で、値引きした対象者の数が増減しても問題ないか。

A2-3 多少の増減であれば問題ありません。交付申請後に大幅に顧客数が増えると分かった場合にはその時点でご相談いただきますようお願いいたします。

3 値引きの対象について

Q 3-1 コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象か。

A 3-1 LPガスの利用世帯であれば対象です。

Q 3-2 使用実態が無い（使用量0 m³）場合は対象か。

A 3-2 使用実態がなくても、基本料金を請求している顧客であれば対象です。

Q 3-3 2月～4月の間に新規に顧客となった消費者は対象か。

A 3-3 値引きをする時点で顧客であり、基本料金の請求があれば対象です。

Q 3-4 2月～4月の間に顧客でなくなった消費者は対象か。

A 3-4 値引きをする時点で顧客であり、基本料金の請求があれば対象です。

Q 3-5 事業所などで使用されるLPガスは対象か。

A 3-5 冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、使用用途が液化石油ガス法の一般消費者等に類似する場合は対象です。

Q 3-6 工場の生産ラインで使用しているLPガスを高圧ガス保安法に基づき販売しているが、同じ敷地内の事務所には液化石油ガス法に基づいてLPガスを別系統で供給し、販売している。これらのLPガスは対象か。

A 3-6 生産ラインで使用するLPガスは対象外。同じ敷地内の事務所で使用するLPガスは対象です。

Q 3-7 対象外の公共施設とはどのようなものか。

A 3-7 地方公共団体の庁舎等である。ただし、直接住民の用に供する施設（運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等）は対象。

Q 3-8 独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人は値引きの対象か

A 3-8 対象です。

Q 3-9 自治会で管理している施設は対象か。

A 3-9 LPガス費用は自治会の運営費用で賄っていると思われます。よって、対象です。

Q 3-10 法人経営の事業所でメーターが複数設置されている。この場合、どのように値引きすべきか。

A 3-10 法人経営の事業所の場合の値引き額はメーターの設置数にかかわらず1事業所当たり一律2,300円です。なお、最大使用量のメーターの請求額が2,300円に満たない場合は他のメーターと併せて上限2,300円まで値引きすることは可能です。

Q 3-11 社員寮でメーターが複数設置されている。この場合の値引き額も3-10と同様に社員寮全体で2,300円となるのか。

A 3-11 社員寮は事業活動を行う場所ではありませんので、「事業所」ではありません。よって、メーター毎に上限2,300円値引きしていただいてもよいです。

Q 3-12 同一法人で事業所が複数ある。この場合、1法人当たり2,300円の値引きをすべきか。

A 3-12 「1法人」当たりではなく、「1事業所」当たり上限2,300円の値引きを行ってください。なお、事業所内に複数メーターがある場合はQ 3-10を参照してください。

Q 3-13 個人経営の事業所でメーターが複数設置されている。この場合、どのように値引きすべきか。

A 3-13 個人経営の事業所の場合はメーター毎に上限2,300円値引きしていただいてもよいです。

4 県境の値引きの対象の取扱について

Q 4-1 埼玉県外の販売事業者が埼玉県内に供給している。これは補助の対象か。

A 4-1 埼玉県内の対象顧客に供給していれば補助の対象です。

Q 4-2 埼玉県内の販売事業者が埼玉県外に供給している。これは補助の対象か。

A 4-2 供給先が埼玉県「外」である場合、埼玉県の補助対象ではありません。なお、近隣の都県は埼玉県と同様な補助を実施しているところがありますので供給先が所在する都県にお問い合わせください。

5 値引きの明示方法について

Q 5-1 値引きの明示方法はどのように行う必要があるか。

A 5-1 請求書又は検針票に、次のように明示してください。

【例】「埼玉県の補助により、上限 2,300 円で値引きを行いました。」

Q 5-2 「埼玉県の補助により」の記述を「都道府県の補助により」と変更したいが、よいか。

A 5-2 よいです。なお、この記載はシステムによるものである必要はありません。当該文言のゴム印を作成いただき、押印していただいても結構です。

Q 5-3 電子請求書の場合、値引きの通知はどうすればよいか。

A 5-3 電子請求書上に値引きした旨の明示があればよいです。

Q 5-4 システム上、消費税課税前の金額から値引きを行うことが難しい。課税後の金額から 2,530 円を差し引くこととしてよいか。

A 5-4 よい。ただし、課税前、課税後いずれの額からいくら値引きを行ったのか分かるように記載すること。値引き前額、値引き後額、値引き額のうち、いずれか 2 種類の額が明示されていればよい。

Q 5-5 請求書や検針票に値引きした旨を表記することが難しい。これとは別の紙面で値引きした旨を通知することは可能か。

A 5-5 可能です。なお、顧客への通知は通知文、チラシ等により実施するようお願いします。実績報告の際にはサンプルを提出していただくこととなりますのでよろしくをお願いします。

6 値引きの時期、方法について

Q 6-1 値引きする時期はいつか。

A 6-1 2月～4月の使用量に対する3月～5月の請求で値引きしていただきます。

Q 6 - 2 検針前に交付申請手続が必要か。

A 6 - 2 交付決定通知を受けた後でなければ値引きはできません（交付決定通知前に行った値引きに対しては補助されません）。値引きは必ず交付決定通知を受け取ってから実施するようにしてください。

Q 6 - 3 複数の店舗をまとめて請求している。この場合はどのように値引きすればよいか。

A 6 - 3 店舗毎に値引きしてください。

Q 6 - 4 同じ敷地内に「離れ」があり、メーターが複数ある。この場合はどのように値引きすればよいか。

A 6 - 4 個人宅の場合は同じ敷地内であってもメーター毎に値引きしてください。法人事業所の取扱についてはQ 3 - 10 を参照してください。

Q 6 - 5 2世帯住宅など、同じ敷地内に複数メーターを取り付けている場合はどのように取り扱うか。

A 6 - 5 同じ敷地内であってもメーター毎に値引きしてください。

Q 6 - 6 使用量が少なく請求金額が税抜 2,300 円未満の場合どのように取り扱うのか。

A 6 - 6 当該税抜の請求額を値引きしてください。例えば、請求額が税抜 2,200 円の場合、2,200 円の値引きを行うこととなります。なお、値引きの実施は1回限りです。複数回に分けて値引きを行うことはしないでください。

Q 6 - 7 例えば、3月検針分の金額に対し値引きすべき金額を確定し、当該確定した金額を4月検針時に値引きしたい。このように値引きを行ってよいか。

A 6 - 7 県としてはそのように値引きをしていただいて、値引きをした金額を実績として報告していただいて構いません。ただし、そのような値引き方法の場合、4月の検針時の使用量が些少で、3月に確定した額を値引きできないことも想定されます。なお、値引きを複数回に分けて行うことはできません。そのような値引きの方法は顧客の理解を得られない事態が考えられますのでご注意ください。

Q 6－8 顧客により値引き額が異なるのを避けるため、使用量が些少の顧客も含めて一律 2,300 円の値引きを行うこととしたい。このように値引きを行ってよいか。

A 6－8 県は対象以外への値引きに対しては一切補助しません。一方、要綱で規定した値引き対象以外への値引きを自社負担により行う、ということであれば構いません。実績報告書は自社負担により行った値引き分を除いて報告する必要がありますのでご留意ください。

7 実績報告について

Q 7－1 交付申請後、補助を実施する前に廃業した場合はどうなるか。

A 7－1 補助期間中、廃業等により本補助事業を遂行できなくなる場合又はその懸念がある場合には、速やかに補助金事務局にその旨を報告し、事務局の指示に従ってください。

Q 7－2 検針票を手書きで作成している。検針票の控えは手元に残らないが、実績報告後の値引きの事実を確認できる資料はどのようなものを提出すればよいか。

A 7－2 お手数ですが、値引きを行ったすべての顧客の検針票を作成した時点で、顧客に渡す前に写真（携帯電話等に付属するもので可）を撮影し、当該写真の個人名等を黒塗りしたものを提出してください。

Q 7－3 システム上、顧客への請求履歴は直近月のものしか残らない。実績報告後の値引きの事実を確認できる資料はどのようなものを提出すればよいか。

A 7－3 システムの端末で表示される個別の顧客の請求履歴のスクリーンショットを保存し、当該ハードコピーの個人名等を黒塗りしたものを提出してください。

Q 7-4 実績報告書（様式第2号）の申請者情報入力欄に「交付決定通知」の「日付」と「番号」とあるが、何を記載すればよいか。

A 7-4 事務局からお送りしている「埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された年月日及び文書番号（番号のみ、「化保第」や「号」は不要。）を記載してください。

様式第3号	↓これを記載する。 化保第370- 号 令和6年〇月〇日
株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様	
埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）	
埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業補助金交付決定通知書	
令和6年〇月〇日付けで申請のあった埼玉県令和5年度第2回LPガス料金負担軽減事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付します。	

Q 7-5 「3 補助金振込先」の注意書きに「通帳等の写しを添付すること。」とあるが、どのようなものを添付すればよいか。

A 7-5 以下に示すものいずれかを添付してください。

預金通帳がある場合	預金通帳の写し（1ページ開いた名義（カナ等）の印字の部分）
当座預金で通帳がない場合	当座勘定照合表又は残高証明書の写し
ゆうちょ銀行の場合	「他の金融機関からの振込の受取口座」が印字されている銀行使用欄のページ
ネットバンキングで紙媒体の通帳がない場合	ネットバンクのweb通帳等で金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が表示されている画面の写し

Q 7-6 顧客への請求額(税抜)が2,300円に満たない場合、別紙2 対象顧客値引前後比較表 の表にはどのような金額を記入すればよいか。

A 7-6 以下のとおり記入してください。

別紙2 Aの場合

④値引き後の請求月額(税込)	0円
⑤値引き前の請求月額(税込)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額(税込)
⑥値引き額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額(税抜)

別紙2 Bの場合

④値引き後の請求月額(税抜)	0円
⑤値引き前の請求月額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額(税抜)
⑥値引き額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額(税抜)

Q 7-7 「システム改修費」に記載する金額には消費税額を含めてよいか。

A 7-7 消費税額は含めないでください。他の補助事業同様、本補助事業も消費税を納税する義務を肩代わりするものではありませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

Q 7-8 実績報告書を提出してから「値引きの事実が確認できるもの」(検針票又は請求書の写し等)の提出依頼は何日以内にあるのか。

A 7-8 実績報告書の收受後、土日祝日を除いて3日以内に依頼します。

Q 7-9 「値引きの事実が確認できるもの」(検針票又は請求書の写し等)の提出依頼があつてから、「値引きの事実が確認できるもの」の提出期限は何日以内か。

A 7-9 当該提出依頼があつた日から土日祝日を除いて4日以内に提出してください。

Q 7-10 補助金は実績報告書を提出してから何日で交付されるのか。

A 7-10 実績報告書に不備がなければ1か月以内を目途に交付します。

8 システム改修について

Q 8-1 課税前の金額から値引きを行うとのことだが、これには莫大な改修費用を要する。課税後の金額から「課税相当」の値引き額を引いてもよいか。

A 8-1 よい。ただし、検針票又は請求書には課税前、課税後いずれの額からいくら値引きを行ったのか分かるように記載すること。値引き前額、値引き後額、値引き額のうち、いずれか2種類の額が明示されていればよい。

Q 8-2 自社で構築したシステムを自社で改修する。この場合システム改修費は補助されるか。

A 8-2 このようなシステム改修の費用は客観的な費用の算定ができませんので、原則として補助できません。ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 8-3 交付申請等手続の手引の3(2)ウの【注意】によれば、県境を跨いで事業を行う販売事業者に係るシステム改修費用は、関連都県の顧客人数の比で按分した額とする、とのことだが、例えば、システム改修を関連都県ごとに分割して行い、販売事業者あての請求を分けて行った場合はどのような扱いとなるか。

A 8-3 システム改修作業においては①顧客の居住する都県情報から条件分岐して②各都県のルールに定めた値引き処理を行うこととなる。このうち、①の条件分岐の工程は都県を問わず共通であり、この工数はすべての関連都県の改修作業で生じるものである。よって、販売事業者あての請求を関連都県ごとに分割する場合は①の条件分岐の工程に由来する費用が重複しないよう整理する必要がある。

このように重複がないよう整理されたことが請求書又はその明細に明示されていれば、システム改修費用は以下の式により算定することができる。

$$\text{システム改修に係るすべての請求金額の合計} \times \frac{\text{埼玉県の対象顧客の数}}{\text{すべての対象顧客の数}}$$

※ 対象顧客の数の詳細は補助金交付要領の3(2)ウの【注意】を参照してください。